
放送人権委員会決定 第65号
「都知事関連報道に対する申立て」
— 見 解 —

放送倫理・番組向上機構 [BPO]

放送と人権等権利に関する委員会（放送人権委員会）

「都知事関連報道に対する申立て」に関する委員会決定 — 見 解 —

申立人 舩添雅美および同人の長男、長女
被申立人 株式会社フジテレビジョン

苦情の対象となった番組

『 Mr.サンデー 』

放送日時 2016年5月22日（日）午後11時～午前0時15分

【決定の概要】	2 ページ
【本決定の構成】	
I 事案の内容と経緯	
1. 放送の概要と申立ての経緯	4 ページ
2. 論点	5 ページ
II 委員会の判断	
1. 人権侵害に関する判断	6 ページ
2. 放送倫理上の問題に関する判断	10 ページ
III 結論	17 ページ
IV 放送内容の概要	21 ページ
V 申立人の主張と被申立人の答弁	22 ページ
VI 申立ての経緯および審理経過	26 ページ

【決定の概要】

フジテレビは、2016年5月22日放送の『Mr.サンデー』において、舛添要一東京都知事（当時）の政治資金の私的流用疑惑を取り上げ、この中で舛添氏の政治団体が、夫人の雅美氏が代表取締役を務める会社（舛添政治経済研究所）に事務所家賃を支払っていた問題を伝えた。放送2日前の早朝にカメラクルーが舛添氏の自宅・事務所前で雅美氏を取材し、番組では雅美氏が「いくらなんでも失礼です」と発言した模様などを放送した。

この放送について、雅美氏と長男、長女が番組での謝罪などを求める申立書を委員会に提出した。二人の子どもは取材の際に1メートルくらいの至近距離から執拗な撮影をされ衝撃を受けたとして肖像権侵害を訴え、また、雅美氏はこうした子どもの撮影に抗議して「いくらなんでも失礼です」と発言したのに、事務所家賃に関する質問を拒否したかのように都合よく編集して放送されたために名誉を毀損されたと主張している。また、取材依頼なしでの取材、子どもの登校時にあわせた早朝の取材、子どもの撮影をやめるよう求めたのにフジテレビが答えなかったこと等につき放送倫理上の問題があったと主張している。

委員会はこの申立てを審理し、大要、次のとおり判断した。

二人の子どもの撮影は、フジテレビによる雅美氏の取材の際に、いわゆる映り込みとして生じたと考えられる。政治資金流用疑惑のある家賃支払先の会社代表者である雅美氏を取材することには高い公共性・公益性が認められ、子どもの撮影は、そのような取材に伴う付随的撮影として相当な範囲を超えるものではないから、二人の子どもに対する肖像権侵害は認められない。

雅美氏による抗議を放送した部分は、政治資金流用疑惑のある家賃関係の質問に対して雅美氏がキレて怒った印象を視聴者に与え、雅美氏にマイナスイメージを与える。しかしながら、社会的評価の低下をもたらす具体的事実は摘示していないし、実際の映像を放送したにすぎないといった事情から、この点は名誉毀損を問題とせず、放送倫理上の問題として検討するのが妥当である。

そのうえで、この部分につき放送倫理上の問題を検討すると、同放送部分は、雅美氏が実際には子どもの撮影に対して抗議をしたのに、家賃問題に関する質問に対してキレたという誤解を視聴者に与えるものである。ただし、映像の順序を入れ替えたり映像の途中を一部カットしたといった事情はないこと等に照らすならば、放送倫理上の問題があるとまでは言えない。もっとも、この場面の放送については視聴者に誤解を生じさせないための工夫の余地があったと考えられ、フジテレビは、本決定の指摘を真摯に受け止めて今後の番組制作に活かすよう要望する。

取材方法に関しては、早朝に取材を行ったことに特に問題はないが、取材依頼を

試みることは通常取材手続きとして重要かつ基本的なことであるうえ、本件は政治資金流用疑惑という公共性のある事項についての取材であったから、仮に事前に取材を申し込んでも十分な対応は期待できないと判断したとしても、事前に取材依頼を試みるべきだったと考えられる。また、取材の際に被取材者からの言葉に正面から対応しなかったのは妥当ではなかった。これらはいずれも放送倫理上の問題まで生じさせるものではないが、フジテレビがこれらの点に改善の余地がなかったか検討し今後の番組制作に活かすよう要望する。

なお、本決定には、雅美氏による抗議を放送した部分につき、結論を異にする少数意見がある。

I 事案の内容と経緯

1. 放送の概要と申立ての経緯

フジテレビは、2016年5月22日放送の『Mr.サンデー』において、舛添要一東京都知事（当時）の政治資金の私的流用疑惑を取り上げ、この中で舛添氏の政治団体が、夫人の雅美氏が代表取締役を務める会社（舛添政治経済研究所）に事務所家賃を支払っていた問題を伝えた（以下、舛添氏の政治資金流用疑惑を扱った部分を「本件放送」という）。放送2日前の早朝にカメラクルーが舛添氏の自宅・事務所前で雅美氏を取材し、番組では雅美氏が「いくらなんでも失礼です」と発言した模様などを放送した。

舛添氏の代理人は放送の3日後にフジテレビに書面を送り、取材の際に登校する舛添氏の長男と長女を撮影したのは肖像権の侵害で、雅美氏の発言も視聴者に誤解させるように都合よく編集して放送されたと抗議した。これに対してフジテレビは、子どもの撮影は社会生活上の受忍限度の範囲内で肖像権侵害に当たらず、雅美氏の発言も一連の流れとしてノーカットで放送したもので指摘されるような意図は一切ないとする回答書を送った。

雅美氏と長男、長女は6月22日付で人権侵害を訴える申立書を委員会に提出した。二人の子どもは1メートルくらいの至近距離から執拗に撮影され、この衝撃がトラウマになって登校のために家を出る際に恐怖を感じているとしている。また、雅美氏はこうした子どもの撮影に抗議して「いくらなんでも失礼です」と発言したのに、事務所家賃に関する質問を拒否したかのように都合よく編集され、視聴者に雅美氏を誤解させる放送だったと主張している。

委員会事務局が当事者間の話し合いを求めたのを受けて、フジテレビは取材経緯などを説明したいと舛添氏らとの面談を同氏代理人に申し入れたが、話し合いは行われなかった。

フジテレビは「経緯と見解」（8月9日付）を委員会に提出し、二人の子どもを取材・撮影する意図は全くなく執拗な撮影行為など一切行っていない、雅美氏の発言も家賃に関する質問から雅美氏の回答を一連の流れとしてノーカットで放送したもので作為的編集の事実は一切ないとしている。さらに、政治資金の流れの鍵を握るキーパーソンで、使い道について説明責任がある雅美氏を取材することは公共性・公益性が極めて高いと考えるとしている。

委員会は、8月16日の第238回委員会において、本件申立ては、運営規則第5条の苦情の取り扱い基準を満たしているとして、審理入りを決めた。

2. 論点

委員会が主な論点として取り上げたのは、以下のとおりである。

① 肖像権侵害

- ・撮影時の具体的状況、撮影された映像の内容、撮影の目的、必要性等
- ・そのような撮影は肖像権侵害を構成するか

② 名誉毀損

- ・放送部分（自宅・事務所の前における収録部分）の摘示事実はなにか
- ・雅美氏の社会的評価を低下させるか
- ・放送部分の公共性・公益性

③ 放送倫理上の問題

- ・雅美氏による抗議を放送した部分の評価
- ・取材方法の適切性

④ 映像素材の取扱い

II 委員会の判断

1. 人権侵害に関する判断

(1) 肖像権侵害の有無

ア はじめに

申立人は、舛添要一東京都知事（当時）の自宅・事務所前でフジテレビの番組クルーが、申立人のうち未成年である舛添氏の長男と長女（以下「長男」、「長女」といい、総称して「子ども」という）を撮影したことが肖像権の侵害に当たると主張している。

本件放送では、子どもが映っている場面は一切放送されていないが、フジテレビも、本件放送の取材の際に番組クルーが撮影した映像に子どもが映っていること自体は認めている。

一般論として、放送等の公表がない撮影だけの場合でも肖像権侵害が成立することはある（最高裁2005（平成17）年11月10日第一小法廷判決・民集59巻9号2428頁〔法廷内撮影訴訟・和歌山カレー事件〕、東京地裁2015（平成27）年11月5日判決・判例タイムズ1425号318頁〔監視カメラ撤去等請求事件〕等参照）。

そこで、本件において撮影行為による肖像権侵害が成立するか否かを検討する。

イ 判断基準

撮影行為による肖像権侵害の有無を判断するにあたり、上記最高裁判決では、肖像権の保護と正当な取材行為の保障とのバランスを考慮して、「人の容ぼう等の撮影が正当な取材行為等として許されるべき場合もあるのであって、ある者の容ぼう等をその承諾なく撮影することが不法行為法上違法となるかどうかは、被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合考慮して、被撮影者の上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきである」と述べている。

委員会も、基本的にはこれと同様の判断基準により撮影行為による肖像権侵害の有無を検討するのが妥当であると考えます。ただし、本件において雅美氏を取材することが取材目的であったことは当事者間に特に争いはなく、その取材の際に子どもが付随的に映り込んだと考えられる。そのような場合に、付随的に映り込んだ者、つまり放送局として元來取材を意図していたわけではない者を基準として「被撮影者の社会的地位」等を検討するのは適切ではない。そこで、取材対象者たる雅美氏に即してそういった要素を検討しつつ、「撮影の態様」としては、付

随的に映り込んだ「子ども」に対して相当な範囲を超えた撮影行為がなかったか否かを検討する。

ウ 本件における検討

(ア) 子どもに共通する要素について

取材対象であった雅美氏に即して上記基準へのあてはめを検討すると、被撮影者である雅美氏は、東京都知事（当時）の妻で政治資金流用疑惑のある家賃の支払先に当たる会社代表者の地位にあった。撮影の場所は、自宅前ではあったが、同建物の一階は事務所であった。撮影の目的は、政治資金流用の疑いのある家賃受領問題の取材であり、高い公共性・公益性が認められる。

(イ) 長男の撮影態様について

長男の撮影態様に関して、次のとおり申立人とフジテレビの言い分は食い違っている。

申立人は、1メートルくらいの至近距離から執拗な撮影行為があり、長男と雅美氏が公道に降りたときカメラが長男の前に立ちふさがって行く手を遮った、長男にカメラを向けていた、玄関から出てきた長男に正面からカメラを向けたことは明白であった等と主張する。これに対しフジテレビは、最も接近したときでも長男とカメラの距離は2.5メートルから3メートル程度離れていた、子どもの取材は何の意味も持たず取材する意図はなかった、長男がカメラの目の前を通り過ぎる際も一貫してカメラは雅美氏を向いていた等と主張する。

長男の撮影態様がどのようなものであったかは、長男が実際に映っている映像をフジテレビが委員会に提出すれば正確に判断できるであろう。しかしながら、フジテレビは、放送用に撮影した素材の目的外利用はできないため映像素材は提出できないと主張する。このフジテレビの主張は「報道活動によって得られた放送素材は原則として放送目的以外には使用しない」とする日本民間放送連盟報道指針に沿うものであり、映像素材の不提出をもってただちにフジテレビに不利な認定をするのは妥当ではない。他方、手許の直接的証拠を提出しないのに、その証拠に依拠するフジテレビの主張に沿って認定をするのも公平の観点から妥当ではない。そこで、現に放送された部分の映像といった争いがない部分を前提として、いかなる撮影態様であったかを検討する。

取材当日の状況からすると、長男と雅美氏が公道に降りて雅美氏が長男を見送ったころ、長男とカメラとは最も接近したと考えられる。本件放送にその場面は含まれていないものの、その直後と思われる映像は含まれている。その映像によれば、その時点における人物の位置関係は、自宅・事務所の建物に近い方から「雅美氏」、「警備の警察官」、「ディレクター」、「カメラクルー」という順序である。

また、このときの雅美氏の視線は、見送った長男の背中方向を見ていたと考えられ、その視線の方向からすると長男は自宅の階段に近いところ、すなわち建物と「警備の警察官」との間を通過したことがうかがわれる。

この位置関係からすると、カメラは関係者の中で長男から一番離れていたことになるから、フジテレビの主張どおり、長男とカメラの距離が一番近いときでも2.5メートルから3メートル程度は離れていたと考えられる。また、フジテレビは、雅美氏の取材のために現場に赴いているから、子どもの取材は意味をもたないとするフジテレビの主張を否定する根拠もない。

そうすると、長男の撮影態様は、おおむねフジテレビの主張どおりの状況にあったと考えられる。

(ウ) 長女の撮影態様について

フジテレビは、長女を撮影したのは6秒間程度であったと主張しており、申立人もそのこと自体は特に争っていない。

ただし、その撮影をどのように評価するかについては争いがあり、申立人は、雅美氏であることを確認してからカメラを向けて撮影を開始すべきであったが、長女は高校制服姿であったから雅美氏でないことは即座にわかったはずで、それにもかかわらず6秒間もカメラを回したことは言語道断であると主張する。これに対しフジテレビは、人の気配がした段階から撮影を開始し、その後、玄関から出てきたのは長女とわかったが、長女の後ろから雅美氏が出てくる可能性もあったため6秒間程度撮影したのであり、このような撮影は相当な範囲にとどまると主張する。

このフジテレビの主張に対し、申立人は、長女が家を出る前の時点で、現場にいた警備の警察官を通じて、子どもがもう一人家から出ていく旨番組クルーに連絡してあったから、フジテレビは長女が出てくることを予期できたはずで、人の気配がした段階から撮影を始めたのは妥当ではないと主張する。たしかに、そのような連絡があったとすれば、人の気配がした段階から撮影を開始したのは妥当でなかったと評価する余地がある。しかし、フジテレビは、そのような連絡は受けていなかったと主張している。この点に関連して、ヒアリングの際に、取材当日の状況を申立人に確認したところ、申立人は、SP（セキュリティポリス）を介して現場にいた警備の警察官に対して連絡し、番組クルーへ伝言するよう依頼したことがわかった。つまり、申立人とフジテレビ番組クルーの間にSPと警備の警察官という二名が介在する伝聞の情報伝達が行われた。その過程では情報が正確に伝わらなかった可能性が多分にあると言えよう。そうすると、そのような連絡は受けていなかったとするフジテレビの説明を、あながち否定することはできない。よって、フジテレビの番組クルーが、撮り損なうおそれを考慮して人の気配があった時点から撮影を開始したことを妥当でないと直ちに言うことはでき

ないであろう。また、長女の後から雅美氏が出てくる可能性があると考えて、その可能性がなくなったことを確認するまで撮影をしたため撮影時間が6秒間程度に及んだというフジテレビの説明には、相応の合理性があると考えられる。

(エ) 小括

以上検討したとおり、被撮影者たる雅美氏は政治資金流用疑惑のある家賃支払先の会社代表者の立場にあって、撮影場所は事務所前でもあり、撮影の目的は政治資金流用の疑いのある家賃受領問題の取材であった。この取材行為には高い公共性・公益性が認められる。加えて、長男および長女のいずれの撮影についても、被取材者に対する取材との関係で付随的に行うにあたり相当な範囲を超えたとは認められない。よって、子どもに対する肖像権侵害は認められない。

(2) 名誉毀損の成否

本件放送中に雅美氏が映し出された部分（以下「本件場面」という）における口頭でのやりとりは以下のとおりである。

ディレクター：「すみません。家賃収入の件…」

雅美氏： 「いくらなんでも失礼です」

ディレクター：「家賃収入の件でお伺いしたいんですけども」

ナレーション：「そして」

雅美氏： 「間違っただことは一つもございません。きちんと取材してからいらしてください」

このやりとりにおける雅美氏の「いくらなんでも失礼です」という発言は、ヒステリックに叫んでいるような話し方になっている。

本件場面が一般視聴者にどのように受け止められるかを検討すると、政治資金流用の疑惑をもたれる家賃関係の質問に対し、雅美氏がキレて怒っているという印象を与える。メディアから公共性のある質問を受けて、本来であれば説明に応じるべき立場にある人物が、感情的に反発してヒステリックな態度をとった印象を生じるものであり、本件場面は雅美氏にマイナスイメージを与えるものである。

この点を名誉毀損の成否との関係でどのように評価するかについて、委員の意見は二つにわかれたものの、結論的に本件を名誉毀損の問題としないのが妥当とする点では一致した。すなわち、一つの意見は、マイナスイメージを与える映像がすべて名誉毀損における社会的評価の低下に該当するわけではなく、本件場面は、たとえばなんらかの悪事を働いたといった具体的事実を摘示しているわけではないので、そのような意味での社会的評価の低下まではもたらさず、名誉毀損は成立しないとする意見で

ある。もう一つの意見は、本件場面は名誉毀損の成否という観点からも雅美氏の社会的評価を低下させるが、本件場面ではなんらかの具体的事実を摘示しているわけではない。え、本件場面は途中でカットをしたり順番を入れ替えたりしていない実際の映像であり、どこから流すのが妥当であったかという問題であるから、名誉毀損の問題に位置づけるより、放送倫理上の問題として検討する方が妥当とする意見である。

これら二つの意見は、理由づけは異なるものの、少なくとも本件を名誉毀損の問題としないとする点で一致した。そこで、本件場面の放送については、放送倫理上の問題として検討することとする。

2. 放送倫理上の問題に関する判断

(1) 本件場面を放送したことの評価

ア 本件場面直前のやりとりとフジテレビの主張

(ア) 本件場面直前のやりとり

本件放送からはわからないが、本件場面の直前にディレクターと雅美氏との間では次のようなやりとりがあった（放送されていない部分の以下のやりとりは申立人も争っていないので、具体的やりとりの内容はフジテレビ答弁書による。便宜上、本件場面でのやりとりも続けて記載する）。

- ①雅美氏： 「子どもなんだから撮らないでくださいね」
- ②ディレクター：「雅美さん、お話を伺ってもいいですか」
- ③雅美氏： 「失礼ですよ。子どもなんです。やめてください」
（階段をおりきった長男が、カメラ前を一瞬横切る）
- ④雅美氏： 「いってらっしゃい」

=====（以下本件場面）=====

- ⑤ディレクター：「すみません。家賃収入の件...」
- ⑥雅美氏： 「いくらなんでも失礼です」
- ⑦ディレクター：「家賃収入の件でお伺いしたいんですけども」
- ⑧ナレーション：「そして」
- ⑨雅美氏： 「間違ったことは一つもございません。きちんと取材してからいらしてください」

以上のおり、放送された場面が①からであれば、申立人が子どもの撮影を問題にしていることが明らかになる。他方、本件場面だけを見ると、前述のおり、政治資金流用の疑惑をもたれる家賃に関する質問に対し、雅美氏がキレて怒って

いる印象を視聴者に与えマイナスイメージを生む。

(イ) フジテレビの主張

フジテレビは、本件場面は、取材時のディレクターの質問から雅美氏の返答を一連の流れとしてノーカットで放送したものであって、作為的編集は無く、家賃への政治資金流用疑惑について雅美氏につまびらかに説明する姿勢がないこと、責任者としての当事者意識がないことを示すことができたと主張する。

イ 検討と判断

(ア) 本件場面直前のやりとりを踏まえた検討

本件場面には「子ども」という言葉は一切出て来ないため、本件場面だけを見た一般視聴者には、子どものことが問題になっていたことがわからない。しかし、その直前のやりとりも含めて検討すると、上記①の雅美氏による「子どもなんだから撮らないでくださいね」という発言を始めとして、雅美氏は、子どもを撮影されたことに対して繰り返し抗議をしていたことがわかる。

前述のとおり、政治資金流用疑惑のあった家賃問題を取りあげ、そのために雅美氏に取材をすることには高い公共性が認められる。この家賃問題を取りあげるための質問としては、⑤の「すみません。家賃収入の件…」という発言及び⑦の「家賃収入の件でお伺いしたいんですけども」という発言がある。そのうち、⑤は、雅美氏がこれに重ねて発言したために途中で切れているのに対し、⑦は発言として完結している。そうであれば、家賃問題についての質問を放送するためには⑦の質問から放送することでその意味は通じた。また、⑤の質問から放送したことによって、雅美氏による⑥の「いくらなんでも失礼です」という発言が本件放送に含まれることになった。その結果、家賃収入の話を持ち出したところ、雅美氏が突然キレだした印象が強く生じている。

委員会は、⑤の質問部分とそれに対する雅美氏の発言を放送すべきでないとするものではない。たとえば、「子ども」に関するやりとりを含んだ⑤の質問より前の部分から放送していれば、⑤の質問とこれに対する雅美氏の発言を放送しても、⑤から放送した場合とは異なり、視聴者に誤解（雅美氏が実際には子どもの撮影に対して抗議をしていたのに家賃問題についての質問にキレているとの印象）を生じることはなかったであろう。もちろん、⑦の質問以降の部分だけに絞って放送をしていけば、雅美氏の⑥の発言を含まなくなるので、やはりそのような誤解は生じなかったと考えられる。

このように他の選択肢もあるなかで、あえて⑤の質問から放送することを選択するのであれば、それにより視聴者に誤解を与えない工夫をすべきではなかったか。たとえば、雅美氏が怒っているのは子どもの撮影に関してであったことがわ

かるようナレーションを付加するなり、スタジオの出演者にコメントしてもらう
なりの工夫もありえたのではないか。

(イ) 「いくらなんでも失礼です」という発言について

雅美氏による⑥の「いくらなんでも失礼です」という発言の意味について、フ
ジテレビは、大要、「雅美氏の上記①③の各発言は子どもへの取材を非常に警戒し
ている印象であったが、他方、⑥の発言は早朝であること、アポイントメントを
取っていないことなどフジテレビの取材姿勢について雅美氏が述べた意見である
と受け止めた」と答弁書等で主張していた。ところがその後、ヒアリングの段階
に至ってから、フジテレビは、⑥の発言はディレクターの質問に対する反応も含
んでいたと考えていた旨主張し始めた。

しかし、雅美氏は、上記のとおり、⑥で「いくらなんでも失礼です」と発言す
る直前にも、③で「失礼ですよ。子どもなんですよ。やめてください」と発言し
ており、同じ「失礼です」という言葉を子どもの撮影に関連して間をおかずに繰
り返し用い、二度目の発言には「いくらなんでも」と修飾語をつけているから、
前の発言との関連、すなわち、子どもの撮影に対する抗議の意味で、⑥でも「失
礼です」と繰り返して述べたと考えるのが妥当である。また、⑥の「いくらなん
でも失礼です」という言葉は、ディレクターによる⑤の「すみません。家賃収入
の件…」という発言の途中から重ねて発せられている。この発言のタイミングか
らしても、「失礼です」という発言は、ディレクターの質問を聞いて、その内容を
理解したうえでの反応というより、①で「子どもなんだから撮らないでください
ね」と発言した文脈の流れの中で、子どもの撮影に対する反発の意味合いで述べ
られた言葉と考える方が自然であろう。⑥の発言が子どもの撮影に対する抗議で
あったことは、本件放送のために編集を行った際、フジテレビにもわかったので
はなからうか。

(ウ) 判断

本件場面を放送した結果、雅美氏がヒステリックに回答した点が強調されるこ
とになったが、雅美氏のそのような態度は、後に検討するとおり、子どもの撮影
に対して雅美氏が抗議したのに対し、ディレクターが直接回答しなかったために
引き出された面もある。

上述した工夫をすることもなく本件場面を放送すれば視聴者に上記の誤解を与
えることは、フジテレビにもわかっていたと思われても仕方がない面がある。も
っとも、本件では、映像の順序を入れ替えたり途中の一部をカットしたといった
事情はなく、あくまでも撮影した映像をどこで切って放送したかという問題があ
るにとどまる。また、雅美氏は舛添氏の政治団体から家賃支払いを受けていた会
社代表の立場にあり、本件場面は、そのような立場にある雅美氏が「間違っ

とは一つもございません」と述べて家賃問題を否定するメッセージも伝えており、公共性のある問題について当事者のメッセージをそれなりに伝えるものであった。さらに、同人が怒ったこと自体は真実であり、本件場面によって視聴者に与えた誤解は、実際には怒っていないのに怒ったということではなく、怒った原因についてである。本件において問題なのはこれらの点にとどまっており、本件放送に放送倫理上問題があるとまでは言えない。

(エ) フジテレビの主張する取材目的等について

本件放送について、フジテレビは、答弁書において、「政治資金の不適切な支出など舛添要一東京都知事に関する『政治とカネ』をめぐる疑惑や問題の真相に迫ることを目的に、公共性・公益性が極めて高いテーマを正当な取材行為に基づき、適切に編集・放送したもの」、「本件番組の取材に対して雅美氏が取った一連の対応を映像でキチンと見せたことで、政治資金の私的流用を巡る疑惑の渦中にある会社の責任者であるにもかかわらず、雅美氏にはこの疑惑についてつまびらかに説明するという姿勢がないこと、ひいては責任者としての当事者意識がないことを広く示すことができたと考えています」等と主張し、その正当性を強調する。

しかし、本件放送では、舛添氏による3回の記者会見におけるしぐさを表情分析のスペシャリストという大学教授に検証してもらい、会見時における舛添氏の手の高さや口の動きなどを解説することに多くの時間を割いている。他方、本件放送が政治資金流用疑惑のある家賃問題について取り扱ったのはわずかであり、「新たに取り沙汰されたのが事務所家賃の問題。舛添都知事の資金管理団体がファミリー企業に事務所の家賃として、毎月およそ44万円を支払っていた。その企業の代表が・・・舛添都知事に寄り添い続けてきた妻・雅美さん。しかも、ファミリー企業も資金管理団体も所在地は舛添都知事が所有する自宅だった。・・・」という簡単なナレーションがある程度であった。本件放送では、たとえば、賃貸面積や近隣相場等に照らして約44万円という家賃が正当であったのか、資金の流れがどのようなものであったかといった点について放送していない。さらに、本件場面における雅美氏の反応は、前述のとおり、家賃問題に対して怒っていたのではなく、同人の繰り返しの抗議にもかかわらず、番組クルーが子どもの撮影を止めなかったと同人が思っていたことに基づいていると考えられるから、「雅美氏にはこの疑惑についてつまびらかに説明するという姿勢がないこと、ひいては責任者としての当事者意識がないことを広く示すことができた」とするフジテレビの主張は当たらない。

本件放送が行われた当時は、各種メディアにおいて舛添氏に対する批判的報道がさかんに行われていた。本件放送は、フジテレビが主張するように『政治とカネ』をめぐる疑惑や問題の真相に迫る」というよりも、そのような全体的な流れ

に乗って、雅美氏がヒステリックに反応した場面を放送することにより、同人のマイナスイメージ、ひいては舛添氏のマイナスイメージにつながる放送をすることに主眼があったと受け止められかねない内容になっている。

(2) 取材方法の適切性

本件の取材方法に関連して、申立人は、取材依頼なしでの取材、子どもの登校時にあわせた早朝の取材、子どもの撮影をやめるよう求めたのにもかかわらず答えなかったこと等を問題であると主張している。以下、それぞれにつき分けて検討する。

ア 取材依頼なしでの取材

申立人は、本件における取材において取材依頼がなかったと主張しており、その点はフジテレビも争っていない。その理由について、フジテレビは、フジテレビが本件放送のために取材に行った時点において雅美氏がメディアの取材に答えた事実はなく、事前に取材を申し込んでも十分な対応は期待できないと判断したためであると主張している。これに対して申立人は、ヒアリングにおいて、疑惑があるとされた事務所の家賃問題について、機会があれば自分から説明したいくらいであったと述べ、現に複数の雑誌等の取材に応じていたと主張した。すなわち、申立人は、適正な金額の家賃を受領しないと、逆に、政治資金規正法上、迂回献金等として問題となりうることから、当時の所属政党のコンプライアンス部門や会計士事務所と相談をしながら、現場付近の不動産賃料の相場等も調査したうえで慎重に事務所の家賃を決めていたと説明し、そのことをむしろ公にも説明したいと考えていた旨述べ、雅美氏を取材したという複数の雑誌名をヒアリングで具体的に挙げ、各雑誌社の取材状況についても説明した。

この点、委員会において調査したところ、申立人が具体的に名前をあげた雑誌は、いずれもフジテレビによる本件放送のための取材より後に公刊されたものであった。それゆえ、フジテレビが主張するとおり、フジテレビによる取材時に先立って、雅美氏がメディアの取材に応じていることが公になった事実は確認できなかった。とはいえ、結果的に断られるか否かは別として、メディアとしてまずは取材依頼を試みることは、通常の取材手続きとして重要かつ基本的なことである。さらに、今回フジテレビが取材をしようとした政治資金流用疑惑のある家賃問題は公共性のある事項であって、なおさら正面から取材申込みをすべきであった。

イ 子どもの登校時にあわせた早朝の取材

申立人は、フジテレビが子どもの登校時にあわせて早朝の取材を行ったと主張

している。また、申立人は、仮に取材依頼を断られて直接自宅前に張り込みに来るとしても、子どもたちが学校に行って自宅にいない時間帯を選択すべきであったと主張する。

本件でフジテレビは、朝の6時すぎころから取材現場で待機し、6時台に子どもの映像を収めていることは争っていない。しかし、フジテレビは、早朝に行ったのは雅美氏の在宅率が高いと考えたため通学する子どもは想定していなかった、雅美氏が出てくるのを昼まででも待つつもりでいたと主張する。

取材当日の状況を検討すると、フジテレビの番組クルーは、子どもが通学のために家を出ていった後もしばらくその場にとどまっており、報道局の担当デスクから、「舛添氏関係者から子どもへの取材があったと苦情が入っている」との連絡を受けた段階で、これ以上の取材は困難と判断して取材現場から撤収したことが認められる。

そうすると、子どもが通学で家を出た後も雅美氏が出てくるのを待とうとした番組クルーの行動からすれば、雅美氏が出てくるのを昼まででも待つつもりでいたというフジテレビの主張はあながち否定できない。それゆえ、子どもの登校時にあわせて早朝の取材を行い、子どもを利用して親を取材の場に引き出そうとしたといった事情がことさら認められるわけでもなく、早朝から取材を行ったこと自体は、特に問題はないと考えられる。

なお、本件放送には、今回の取材の前日夜に事務所内の舛添氏の姿を屋外から捉えた映像が含まれている。つまり、フジテレビは取材前日夜にも自宅・事務所前に取材に赴いていた。早朝でない時間帯に実際に現場取材に行ったのであれば、なぜそのときに雅美氏への取材を試みなかったのかとヒアリング時に質問をしたのに対し、フジテレビは、そのときは取材ディレクターが単独でデジタルカメラを持って舛添氏の自宅・事務所の様子を撮影に行ったため、雅美氏に対する取材が可能な体制ではなかった等と説明している。この説明に特段不合理な点はないので、前日夜にも取材に行っていたからといって上記判断の結論が変わるわけではない。

ウ 子ども撮影をやめるように求めたのに答えなかったこと等

申立人は、子ども撮影をやめるように求めたのに番組クルーがそれには答えず撮影を継続したと主張する。

本件場面前からのディレクターと雅美氏とのやりとりは2.(1)アで記述したとおりである。雅美氏が「子どもなんだから撮らないでくださいね」と言ったのに対し(前記①)、ディレクターは、「雅美さん、お話を伺ってもいいですか」と述べており(前記②)、雅美氏の言葉に直接は答えていない。

この点についてフジテレビは、②の発言で「雅美さん」と名指しで声をかけているし、家賃収入についての質問を始めたのは長男が通り過ぎた後であるから、長男を撮影する意思がないことは雅美氏に伝わっていたはずであると主張する。

しかし、「雅美さん、お話を伺ってもいいですか」というディレクターの②の発言の直後に、雅美氏は再び「失礼ですよ。子どもなんですよ。やめてください」と発言しており（前記③）、ディレクターの言葉にもかかわらず雅美氏が引き続き子どもの撮影を問題にしていたことは、ディレクターにもわかったはずである。それにもかかわらず、雅美氏が抗議している子どもの撮影の点については正面から答えず家賃収入に関する質問をしており、雅美氏の言葉を見做したと受け取られても仕方のない対応をしている。

さらに、長男の撮影態様については、前述のとおりフジテレビの主張に沿った認定をしたが、実際に何を撮影したかということと、撮影される側が何を撮影されたと感じたかは別問題である。広角やズームを用いた撮影も可能であることを踏まえると、カメラのフレームにどこまで映っているかは、正確にはカメラマンにはわからない。本件において、実際には焦点を当てていないとしても、長男も撮影されていると雅美氏が不安を感じたことは、前述した撮影態様に照らせば理解できないではない。この点、子どものことを繰り返し抗議されたのに、そのことに答えていない点において、番組クルーは、取材・撮影される側が抱く心情や不安に対する配慮が足りなかったと考えられる。

（３） 小括

まず、本件場面を放送したことは、雅美氏が実際には子どもの撮影に対して抗議をしたのに家賃問題に関する質問に対してキレたという誤解を視聴者に与え、同時に取材対象者たる雅美氏に故なくマイナスイメージを与えるものである。このことは、放送倫理上の問題までは生じないものの、委員会は、本件場面について工夫の余地があったと考えている。フジテレビは、本件場面を放送したことの正当性を主張しているが、そのような主張に固執せず、本決定の指摘を真摯に受け止めて今後の番組制作に活かすよう要望する。

次に、取材方法として、早朝に取材に行ったことには特に問題はない。他方、本件の取材にあたっては、取材依頼を試みるべきであった。さらに、取材の際に被取材者からの言葉に正面から対応しなかったことは妥当ではなかった。これらはいずれも放送倫理上の問題を生じるとまでは言えないが、委員会としては、フジテレビが、これらの点に改善の余地がなかったかを検討し、今後の番組制作に活かすよう要望する。

Ⅲ 結論

以上検討したとおり、本件では子どもに対する肖像権侵害は成立しない。また、雅美氏に関する本件場面の放送は、放送倫理上の問題として検討するのが妥当であり、その検討結果として、意図的に不合理な編集がなされた訳ではなく、放送倫理上の問題があるとまでは言えないと委員会は判断した。

フジテレビは、本件放送について、「公共性・公益性が極めて高いテーマを正当な取材行為に基づき、適切に編集・放送したもの」、「雅美氏に…責任者としての当事者意識がないことを広く示すことができた」等と主張し、本件放送の正当性を強調する。

しかし、本件放送では、舛添氏の記者会見におけるしぐさや表情分析などに多くの時間が割かれており、肝心の家賃問題を深く掘り下げたわけでもなく、当時さかんに行われていた舛添都知事に対する批判的報道の流れに乗って同人のマイナスイメージにつながる放送をすることに主眼があったと受け止められかねない内容であった。そして雅美氏は実際には子どもの撮影に対して抗議をしたに過ぎなかった。

取材方法については、フジテレビが自ら主張するように公共性・公益性の極めて高い問題である以上まずは取材依頼をするべきであったし、取材の際に被取材者からの言葉に正面から対応しなかったことは妥当ではなかった。カメラのフレームにどこまでが実際に映っているかは、取材・撮影される側にはわからないし、撮影された映像がどのような番組でどのように使われるのか、あるいは使われないのかも、取材・撮影される側にはわからない。この点、フジテレビは、取材・撮影される側が抱く心情や不安に対する配慮、殊に本件では、子どものことを気にかける親の心情や不安に対する配慮が足りなかったと考えられる。

委員会は、フジテレビに対し、本件場面を放送したことを正当化する主張に固執せず、本決定の趣旨を真摯に受け止め、上記に指摘された点に留意し、今後の番組制作に活かすよう要望する。

なお、本件取材を受けた申立人側は、舛添氏の政務担当特別秘書を通じ、撮影した映像を放送しないようフジテレビ側に申し入れをしている。申立人側とすれば、子どものことを放送しないよう申し入れることに主眼があったのかもしれない。しかし、人を介しての申し入れであったため、具体的にどのような言葉がフジテレビに伝わったかは、申立人自身も正確に認識していない。東京都知事（当時）といった公的権力を行使しうる立場にある者が、自己に関連する批判的報道を行わないよう放送局に働きかけをしたと受け止められかねない行為をすることは、取材・報道の自由への介入にもなりうる危険な行為であり配慮が必要である。この点は、本件の直接の審理対象ではないが、付言しておく。

なお、本決定には、雅美氏による抗議を放送した部分につき、結論を異にする以下の少数意見がある。

少数意見

1 はじめに

委員会決定は、本件場面が雅美氏のイメージダウンにつながる誤解を視聴者に与えること及びそのことをフジテレビも理解できたであろうことを認定しつつも、フジテレビに有利なくつかの事情を指摘したうえで、本件放送に放送倫理上の問題があるとまでは言えないという結論を導いた。しかし、委員会決定が指摘する事項をフジテレビに有利な事情と位置づけることは疑問であり、本件場面の放送に関し、本件放送には放送倫理上の問題があると考え（その他の委員会決定の判断については意見を異にするものではない）。

2 委員会決定が指摘する事項の検討

フジテレビに有利な事情として委員会決定が指摘するのは、次の①から④の各事項である。各事項についての意見をそれぞれに対応させて述べると以下のとおりである。

- ① 本件では、映像の順序を入れ替えたり途中の一部をカットしたといった事情はなく、あくまでも撮影した映像をどこで切って放送したかという問題があるにとどまる。

[意見]

委員会決定が検討しているように、本件場面の直前のやりとりでは「子ども」のことが問題になっているのに、本件場面では「子ども」という言葉は一切出て来ない。また、本件場面中のディレクターの家賃収入に関する質問と、子どもの撮影について抗議している雅美氏の答えとは噛み合っていない。したがって、前からのやりとりという流れないし文脈を無視して本件場面だけを切り取ること自体が不自然な編集なのであり、順序の入れ替えがないとか、途中の一部をカットしていないという事情があるからといって、そのことをフジテレビに有利な事情として斟酌するのは妥当ではない。

- ② 雅美氏は舛添氏の政治団体から家賃支払いを受けていた会社代表の立場にあり、本件場面は、そのような立場にある雅美氏が「間違っただことは一つもございません」と述べて家賃問題を否定するメッセージも伝えており、公共性のある問題について当事者のメッセージをそれなりに伝えるものであった。

[意見]

「家賃問題を否定するメッセージ」は、否定の言葉を伝える言語情報として

の側面と雅美氏が怒っている感情を伝える非言語情報との側面を有する。言語情報としては、文字どおり否定の言葉を伝えているだけで、問題を否定する根拠を雅美氏が説明した内容等を示しているわけではない。それゆえ、視聴者は、「不都合なことを指摘された当の本人は否定するであろう」、「当事者が否定したからといって、指摘されたことが真実でないわけではない」といった程度の受け止め方しかしない可能性がある。それに対し、非言語情報として雅美氏が怒っている点は視聴者の印象に残る。選挙で選ばれる政治家等であれば、その人格のありようが視聴者の正当な関心事であるから、怒っている場面を報じること自体に公共的意味合いが認められる場合もあるかもしれないが、雅美氏は上記のような会社代表の立場にあるとはいえ、政治家等のような公人性を有するわけではない。

これらの点を踏まえると、「家賃問題を否定するメッセージ」が伝えられたからといって、そのことをフジテレビに有利な事情として斟酌するのは妥当ではない。

- ③ 同人が怒ったこと自体は真実であり、本件場面によって視聴者に与えた誤解は、実際には怒っていないのに怒ったということではなく、怒った原因についてである。

[意見]

何を原因として怒ったかは重要な意味を持つ場合があり、特に本件ではそうである。雅美氏は、実際にはテレビ局による撮影や放送から自分の子どもを守ろうとして怒ったのであり、そのような態度をとることは、一般視聴者としても了解可能であり、なかには親心としてもっともな態度として積極的に支持する受け止め方もありうる。他方、本件場面が生じさせた誤解によれば、メディアが質問をして然るべき政治資金流用疑惑のある家賃収入の問題について質問されたことに対し、説明をすべき当事者が怒ったことになる。そのような原因で怒る者に対して一般視聴者はマイナスイメージしか抱かないであろう。

このように何を原因に怒ったかという点は重要であり、原因にとどまるからといって、そのことをフジテレビに有利な事情と位置づけるのは妥当ではない。

- ④ 本件において問題なのはこれらの点にとどまる。

[意見]

本件場面は、本件放送全体からみればごく一部かもしれないが、雅美氏を取り扱った箇所としては中心的位置を占めている。そのような場面が放送されたことによって不利益を受けた立場の者からすれば、この理由づけゆえに放送局の責任を軽減する取扱いは到底承服できないであろう。

3 まとめ

以上のとおり、委員会決定がフジテレビに有利な事情として指摘する点についてはいずれも疑問がある。

撮影した映像のどの部分を実際に放送に用いるかといった編集の問題については放送局に広い裁量が認められるべきであるが、そのことと編集の結果放送された内容について放送局が事後的に責任を負うか否かは別問題である。むしろ、放送局に編集権が広範に認められることに対応して、編集した結果については、放送局は然るべき責任を負うべきであるといえる。しかも、委員会決定が認定するとおり、本件は、「本件場面を放送すれば視聴者に上記の誤解を与えることはフジテレビにもわかっていたと思われても仕方がない」事案であり、誤解を避けるための編集を行うことは容易であったから、フジテレビはこの点において意図的であったと見られても仕方がない。

放送倫理基本綱領は、「報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない」と定めているが、本件放送は、委員会決定も指摘する誤解を視聴者に与えるものであって、事実を客観的かつ正確に伝えているとは言えず、放送倫理上問題がある。

(二関 辰郎 委員、曾我部 真裕 委員)

IV 放送内容の概要

本件放送のうち、冒頭のスタジオ部分とそれに続く本件場面とそのナレーションは以下のような内容である。

■スタジオ部分（1分3秒）	
宮根 キャスター	<p>さあ、続いてはこちらです。</p> <p>舛添東京都知事の政治資金流用疑惑なんですが、4月28日の会見、高額な出張費とか公用車で湯河原の別荘地通い、「政治家はトップリーダー」、「公用車は動く知事室」。まあ笑顔で余裕で語っていらっやったんですが。</p> <p>5月13日。お正月、家族でSPAに泊まりました。これは会議費だ、回転寿しなど。「ここでも会議したんですか？」なんて言われると、「会議はしましたけど反省してます」とちょっとトーンダウンしました。</p> <p>そして、先週の金曜日なんですが、ついにいろんなものが出てきたんですね、下着やパジャマの購入等々の疑惑が。すると2時間にわたって「第三者の厳しい公正な目に調査してもらおう」というのを、2時間以上ずーっとこれしか言わなかったという、まさにゼロ回答でした。</p>
椿原 アナウンサー	<p>そうなんです。なぜトップリーダーを自負する都知事の発言は、こうも変わっていったのでしょうか。疑惑浮上後に3回行われた舛添都知事の釈明会見、徹底的に精査してみました。</p>
宮根 キャスター	<p>「精査」、流行るよ、これ。</p>
■舛添氏の自宅・事務所前の映像（38秒）	
<p>画面左上スーパー「舛添都知事の事務所兼自宅前 おととい午前6時半ごろ」</p> <p>画面右上スーパー「独自…ファミリー企業代表の妻に問う流用疑惑 舛添知事“釈明”検証」</p>	
ナレーション	<p>会見当日の朝、舛添都知事の事務所兼自宅から姿を見せたのは妻の雅美さん。舛添都知事のファミリー企業で代表を務める妻に、どうしても聞かねばならぬことがある。</p>
<p>----- < 本 件 場 面 > -----</p>	
ディレクター	<p>すみません。家賃収入の件……。</p>
雅美氏	<p>いくらなんでも失礼です。</p>
ディレクター	<p>家賃収入の件でお伺いしたいんですけども。</p>
ナレーション	<p>そして。</p>
雅美氏	<p>間違ったことは一つもございません。きちんと取材してからいらしてください。</p>
<p>< 以下、舛添氏の記者会見映像 ></p>	

V 申立人の主張と被申立人の答弁

申立人と被申立人から提出された書面およびヒアリングによると、双方の主張と答弁は、以下のように要約できる。

	申立人	被申立人（フジテレビ）
肖像権侵害	<p>■未成年者である長男と長女は、1m くらいの至近距離からの執拗な撮影行為により衝撃を受けた。これがトラウマとなり、登校のため家を出る際、恐怖を感じ、ときには泣いて家に戻ることもある。</p> <p>■放送されなかったから良いということではなく、撮影自体がすでに肖像権を侵害している</p> <p>（長男について）</p> <p>■午前6時34分過ぎ、長男が玄関を出て、カメラは長男を撮影した。この後雅美が玄関を出て、カメラは2人を撮影した。長男は階段下に近づいてくるカメラに恐怖を感じた。</p> <p>■雅美と長男が公道に降りたとき、カメラが長男の前に立ちふさがって行く手を遮った。</p> <p>■フジテレビは「カメラは長男を追わず、基本的に雅美氏を撮影」と主張するが、長男は一切撮影すべきでない。</p> <p>（長女について）</p> <p>■長女は制服を着ているのであり、雅美であることを確認してから、カメラを向けるべきである。途中で「撮影を中止」したとは言え、撮影したことは明白であり問題である。</p> <p>■制服の子が出てきて、雅美でないことは1秒で確認できることだと思う。6秒は、テレビではコメントが1つくらい挟める時間である。</p>	<p>■長男と長女への取材は何の意味も持たず、撮影する意図は全くなく、執拗な撮影行為など一切行っていない。</p> <p>■不快の念を抱かせたとすれば、それはわれわれの本意ではなく、遺憾に思う。</p> <p>■長男を撮影する意図はなく、長男と一緒に出てきた雅美氏を撮影したものである。問題の渦中にある舛添政治経済研究所の代表者である雅美氏を撮影することは、正当な取材行為であると考える。ただし、長男に対する最大限の配慮を行い、映り込んでしまった長男の映像は一切使用しなかった。</p> <p>■長男は、雅美氏を撮影していた際に画面を横切る形などで短時間映り込んだにすぎない。</p> <p>■1m くらいの至近距離から執拗に撮影したというが、2.5m から3m ほどの距離があった。</p> <p>■長女については、雅美氏を撮影する意図で2階出入口から出てきた女性の撮影を開始したところ、雅美氏でなかったため即座に撮影を中止しており、「1m くらいの至近距離からの執拗な撮影行為」という指摘は当たらない。</p> <p>■2階出入口から人が出てくる気配がしたため、撮影をスタートさせ、長女だけと確認した段階で速やかに撮影を中止した。その間、6秒程度だった。</p> <p>■人が出てくる気配がしたため撮影を</p>

	<p>■長女が出ていくことは、SPを通じてポリスボックスの警官からフジに伝わっていたはずである。SPから「警官に伝えました」と聞いた。</p>	<p>始めた。これは人の出入りを撮影する際にとる通常の行動である。</p> <p>■長男が出た後、警官から「夫人が子どもを撮らないでほしいと言っています」と告げられたので、「子ども撮影するつもりはありません。万一映っていても一切使いません」という趣旨の返答をした。</p>
<p>名 誉 毀 損</p>	<p>■放送では、申立人が「子どもを映さないでください」と何度も抗議した部分がカットされていた。執拗な子どもに対する撮影行為に対して「いくらなんでも失礼です」と発言し抗議しているにもかかわらず、それが視聴者には分からないように、あたかも家賃の質問を感情的に拒否しているかのように都合よく編集され放送された。申立人が視聴者から誤解を受けるように仕向ける行為で、視聴者をも欺くものだ。</p> <p>■ヒステリックなところを撮られている、使われるなど思ったが、抗議しないと後悔しそうだった。母親として絶対抗議しなければ自分を許せないと言う場面だったと思う。</p> <p>■この撮影は、もともと公共性・公益性を目的にしたものではなく、またその放送内容に真実性はなく、悪意を持って意図的に子供を撮影し、ことさらに私を貶めるように編集されたもので、名誉毀損に当たる。</p> <p>■事務所家賃について、舛添政治経済研究所の代表として、私人ではあるが答えなければならないという認識もあった。</p>	<p>■「いくらなんでも失礼です」と言う発言は、早朝であること、アポを取っていないことなど取材姿勢について「失礼です」と言う発言につながると理解している。カメラは一貫して申立人を向いており、子どもを取材する意思がないことは理解できる状況だった。実際の放送では、「家賃収入の件で…」以降のやり取りを恣意性を排除するためノーカットで使用している。申立人がいう「作為的編集、放送」は一切ない。</p> <p>■雅美氏並びに舛添氏の置かれた状況を考えると、徐々に追い詰められていく焦燥感やなかなか説明が受け入れられない苛立ちがあったことは容易に想像がつく。それらの思いが「いくらなんでも失礼です」の発言につながっている。</p> <p>■家賃問題の質問に対して、それまでメディアでいろいろ伝えられたことに対する鬱憤みみたいなものを含めて、この発言につながったと認識している。</p> <p>■政治資金私的流用疑惑について、当事者の1人である雅美氏を取材することは極めて公共性・公益性の高いものだったと考える。</p> <p>■疑惑の渦中の会社の責任者である雅美氏には、詳らかに説明する姿勢がないこと、ひいては責任者としての当事者意識がないことを広く示すことができた。</p>

<p>放送倫理上の問題</p>	<p>〈取材方法〉</p> <p>■事務所家賃に関しては本当に自信があった。機会があれば、逆に私から説明したいと思っていたくらいである。</p> <p>■仮に取材依頼を断られて自宅前に張込みに来るとしても、子どもたちが学校に行って自宅にいない時間を選択すべきである。</p> <p>■家賃に関して本当に説明を求めているなら、そのまま事務所のオフィスアワーまで待つか、その時間帯に連絡を取るはずだが、取材クルーは長女を撮り終わると早々に引き揚げていった。</p> <p>(取材時の対応)</p> <p>■ディレクターは、子どもの撮影に対する抗議を一切無視して、一方的に質問を繰り返していた。</p> <p>(映像の編集)</p> <p>■決して取材拒否はしていないのに、子どもが撮影されたことへの抗議を、あたかも取材を感情的に拒否しているかのように編集している。</p>	<p>■問題の当事者である雅美氏は次々に明らかになる疑惑について、メディアの取材に答えた事実はなく、事前に取材を申し込んでも十分な対応は到底期待できないと判断し、事務所兼自宅前で直接取材の申し込みをすることにした。</p> <p>■早朝は雅美氏の在宅率が高いと考えた。インタホンを鳴らさずに自宅から出てくるところを直接話を伺えると思った。通学する子供は想定していなかった。</p> <p>■雅美氏の取材はできるかもしれないと、2人の子どもが出た後も取材クルーは現場に残っていたが、舩添氏側から強硬なクレームが入り、その後の取材に応じてもらえる形にならなかった。その時点で撤収する判断をした。</p> <p>■雅美氏が長男を撮影しているのではと誤解しているのではないかと思い、長男を撮影する意思がないことを示すために名指しで「雅美さん、お話をうかがってもいいですか」と声をかけた。</p> <p>■「おはようございます」と声かけをしたりして、取材を申し込むという意図を表現したにもかかわらず、それがうまく伝わらなかった。</p> <p>■ディレクターの質問から雅美氏の返答を一連の流れとしてノーカットで放送したもので、作為的編集という事実は一切ない。</p>
-----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>映像素材の扱い</p>	<p>■正確な事実認定のため、撮影・録画媒体の提出を求める。</p> <p>■フジが、この放送に真実性があると主張するなら、撮った映像を提出するのは最低限のことだと思う。</p>	<p>■撮影・録画媒体の提出の要求に応じることはできない。</p> <p>■放送用に撮影したものは、放送以外の目的に使わないという原則がある。それは守らせていただきたい。</p>
<p>局への要求</p>	<p>■作為的な映像編集をしないこと。子どもに対する撮影を止めること。番組内での謝罪。局として姿勢の改革、二度とこのような取材を行なわないための抜本策を立て公表すること。</p>	<p>■「問題なし」の見解を求める。</p>

VI 申立ての経緯および審理経過

年 月 日	主 な 内 容
2016年 5月20日	番組クルーが早朝に舩添氏の自宅・事務所前で取材
5月22日	『Mr.サンデー』で本件放送
5月25日	舩添氏代理人がフジテレビに抗議の書面送付
6月 2日	フジテレビが回答書送付
6月22日	申立人が申立書を委員会に提出
8月 9日	フジテレビが経緯と見解の書面を提出
8月16日	第238回委員会、審理入りを決定
8月31日	フジテレビが答弁書を提出
9月13日	第239回委員会、審理
9月15日	申立人が反論書を提出
10月11日	フジテレビが再答弁書を提出
10月18日	第240回委員会、審理
11月 7日	起草委員による論点・ヒアリング質問項目検討
11月15日	第241回委員会、審理
12月20日	第242回委員会、審理
2017年 1月17日	第243回委員会、審理
2月21日	第244回委員会、審理
3月21日	第245回委員会、ヒアリング、審理
4月 6日	起草委員による起草準備打ち合わせ
4月18日	第246回委員会、審理
5月 8日	第1回起草委員会
5月16日	第247回委員会、審理
6月 6日	第2回起草委員会
6月20日	第248回委員会、「委員会決定」案を了承
7月 4日	「委員会決定」通知・公表

放送倫理・番組向上機構 [BPO]
放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

委員長	坂井 眞
委員長代行	奥 武 則
委員長代行	市川 正 司
委員	紙谷 雅 子
委員	城戸 真亜子
委員	白波瀬 佐和子
委員	曾我部 真 裕
委員	中 島 徹
委員	二 関 辰 郎